

環境情報コース	9567	氏名 野木 玲那	指導教官 市川 智史
論文題目	傷病野生鳥獣救護施設のあり方に関する一考察		
<p>はじめに</p> <p>今日、野生動物の保護や人間との共存・共生が唱えられている一方で、人間の活動によって傷つく動物は決して少ないとは言えない状況にある。例えば、京都府では年間個体数 1000 前後の野生鳥獣が救護されている。こうした傷病野生鳥獣を救護し、自然に帰すことは、人間の役割の一つと考えられる。</p> <p>そこで本研究では、京都府野生鳥獣救護センターの事例を中心としつつ、鳥獣保護センター等の傷病野生鳥獣救護施設の望ましい姿を考察する。具体的には、①傷病鳥獣救護事業の制度、及び②各都道府県の傷病鳥獣救護体制、③鳥獣保護センター等の専用施設の状況、を明らかにするとともに、④京都府野生鳥獣救護センターを中心事例として、その現状と課題を明らかにし、⑤参考となる他県の専用施設の事例調査から示唆を得て、⑥傷病野生鳥獣救護施設の望ましい姿を考察する。</p> <p>傷病野生鳥獣救護事業の制度の概要</p> <p>傷病野生鳥獣保護事業は「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」にもとづき実施されている。各都道府県では「鳥獣保護事業計画」という計画を立てなければならないとされており、その基準を環境省が示している。それが現在では「第9次鳥獣保護事業計画の基準」である。</p> <p>都道府県における傷病野生鳥獣救護体制</p> <p>鳥獣保護センター等の専用施設は、青森県、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、愛知県、京都府、和歌山県、鳥根県、熊本県の18府県に1箇所ずつ、長崎県に2箇所、全国に20ある。</p> <p>鳥獣保護センター等の専用施設の状況</p> <p>リハビリ用の施設を設置しているか、事業内容としてリハビリを行っているところは少なく、リハビリが不十分であることが推測される。職員については、非常勤や嘱託であるところが多く、専属獣医、担当獣医がいなくともあり、全体的に人員不足であると思われる。</p> <p>専用施設の事例調査</p> <p>京都府野性鳥獣救護センター、福井県自然保護センターを訪問し、事業内容、現状、施設設備、課題等を尋ねた。また、秋田県鳥獣保護センター、神奈川県自然環境保全センターには電話による聞き取り調査を行い、現状や課題の整理を行った。その結果、リハビリが課題となっていること、また、ボランティアの不足や収容場所の不足等が明らかとなった。</p> <p>考察</p> <p>野生動物を自然復帰させるには、治療後のリハビリは不可欠である。しかし、施設の面積やコストの問題から、治療とリハビリ両方を行うことは難しい。従って、傷病鳥獣の治療に関しては民間の動物病院や獣医師会に委託し、傷病野生鳥獣救護施設は、発見者と病院、獣医師会等との仲介をする。そして、回復後の鳥獣を自然復帰させるためのリハビリを施設で行う。また、傷病鳥獣救護施設は、傷病鳥獣の数自体を減らすため、主に鳥獣保護思想の普及啓発活動に力を入れることが重要である。</p> <p>さらに、自然復帰が出来ない鳥獣の問題がある。それらの命が尽きるまで全て施設で飼育していくことは困難である。そこで、そのような鳥獣を里親として飼育するボランティアの協力は不可欠となる。現在まで何とか対応できていたとしても、今後、傷病鳥獣の収容数が増える可能性もある。その様な場合に備えるためにも、出来るだけ多くのボランティアを育成することが必要であると考えられる。</p>			